

台湾に有機表示をして酒類を輸出できるようになります！

～2024 年から輸出可能に～



2024 年 1 月 1 日(月曜日)から、有機 JAS 認証を受けた有機酒類について、有機(organic)表示を付けて、台湾へ輸出できるようになります。また、台湾の制度による認証を受けた有機酒類を輸入しても、JAS 制度に基づき「有機」等と表示することができます。

1. 概要

これまで、酒類を除く有機農産物及び有機農産物加工食品については、日本と台湾との間において有機 JAS 制度に基づく輸出入がなされていましたが、有機酒類についても、2024 年 1 月 1 日(月曜日)から有機 JAS 制度に基づき輸出入できるようになります。これにより、有機食品の輸出入に係る手間等が軽減され、輸出の増大等が期待されます。

2. 日本と台湾の有機酒類の輸出入について

有機酒類に関する相互承認の内容は以下のとおりです。

(1)日本から台湾への輸出について

1.対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、日本国内で生産・加工され、有機農産物加工食品として格付がされた有機酒類

2.生産基準

有機加工食品の日本農林規格(令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号)

(2)台湾から日本への輸入について

1.対象範囲

台湾の制度に基づき、台湾で生産・加工された有機酒類（日本の制度で有機農産物加工食品に該当するもののみ。）

2.生産基準

有機農産品有機轉型期農産品驗證基準與其生産加工分裝流通及販賣過程可使用之物質

(Certification Standard for Organic Agricultural Products and In-conversion Agricultural Products and Allowable Substances in their Production, Processing, Packaging, Distribution, and Sale)

3. 参考

有機農産物等の輸出入に関する情報については、以下農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

4. 添付資料

有機 JAS 制度について (PDF : 240KB)

有機食品の同等性について（PDF：275KB）



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部

食品製造課基準認証室

担当者：酒瀬川、是枝

代表：03-3502-8111（内線 4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

有機ＪＡＳ制度について



1. 制度の概要

ＪＡＳ法に基づき、「有機ＪＡＳ」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機ＪＡＳマーク」の使用を認める制度。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機ＪＡＳマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

2. 有機ＪＡＳ

諸外国と同様に、コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあつては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあつては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止など

3. 有機認証制度の相互承認（令和６年１月１日以降）

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

現在、米国、カナダ及びスイスと有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品※¹の認証制度について、ＥＵ、英国及び台湾※²と有機農産物及び有機農産物加工食品※³の認証制度について、相互承認をしている。

※¹ 米国及びスイスとの相互認証においては、有機加工食品のうち、酒類を除く。

※² 台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決めを踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域の有機認証品として取り扱うこととしたもの。

※³ EU 及び英国との相互承認においては、有機農産物加工食品のうち、酒類を除く。

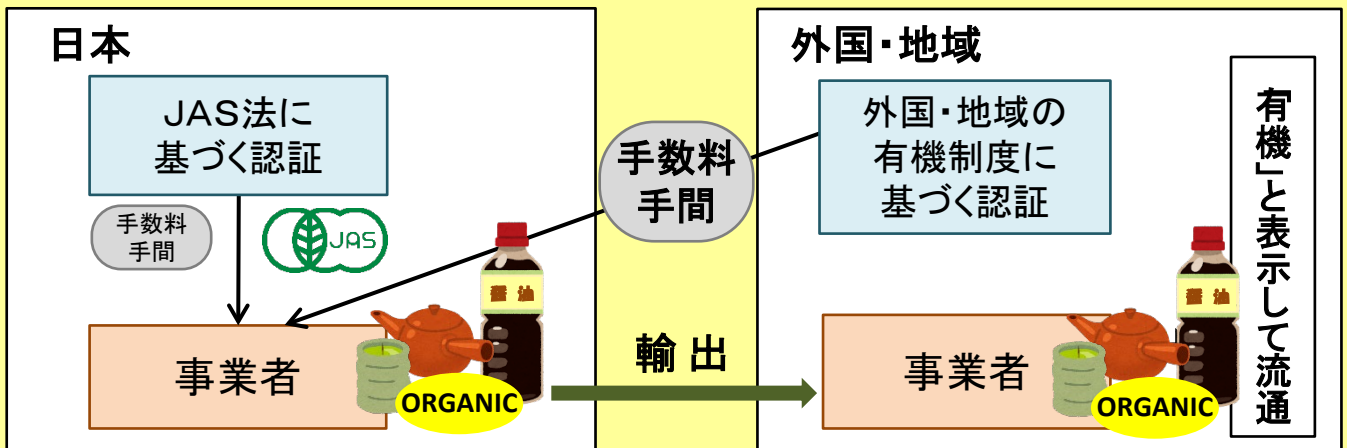
有機認証制度の同等性について

- 諸外国の多くは、「有機」の名称表示を規制。
(その国・地域の有機認証を受けた産品でなければ「有機」と表示できない)
- 一方、国家・地域間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国・地域の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能。
これを「有機同等性」という。
- 日本について有機同等性を承認した国・地域(令和6年1月1日以降)
EU(27か国)、英国、米国、スイス、カナダ、台湾
※ 米国、スイスについては、有機加工食品のうち酒類を除く。
EU、英国については、有機農産物及び有機農産物加工食品(酒類を除く)に限る。
台湾については、有機農産物及び有機農産物加工食品に限る。
豪州、NZなど、日本の有機制度に基づく有機食品であれば輸出可能な国もある
(有機同等性の承認は不要)。

(参考) 日本から外国・地域への有機農産物等の輸出

【有機同等性が認められていない場合】

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができない。



有機同等性が認められれば

【有機同等性が認められた場合】

日本の事業者は、JAS法に基づく認証を受ければ、外国・地域の有機認証を受けずに「有機」と表示した農産物等の輸出が可能。

